

### Ⅲ-1-(3) 水資源の有効利用の推進

上水 工水 下水

取組概要	進行管理の指標	平成28(2016)年度の実績		
<p>水資源の有効利用を行うために、漏水防止計画に基づく効率的な地下漏水調査を実施し、漏水の早期発見に努める。</p> <p>また、漏水の予防的対策のために、老朽化した配水管や給水管の計画的な更新を行う。</p>	<p>平成28(2016)年度目標 有効率* 93.85%</p> <p>*有効率[(年間有効水量/年間配水量)×100] 水道施設及び給水装置を通して給水される水量がどの程度有効に使われているかを示すもので、有効水量には、料金収入のある水量のほか、局事業用に使用された水量など、有効に使用されたが料金収入のない水量も含む。</p>	<p>平成28(2016)年度の有効率 93.76%</p> <p>○地下漏水調査の実施による漏水箇所の早期発見</p> <p>○老朽配水管や老朽給水管(鉛管)更新計画に基づいた計画的な更新</p>		
		<table border="1"> <tr> <th>評価</th> <td>B</td> </tr> </table>	評価	B
評価	B			

3か年計画の総括	今後の取組		
漏水防止計画に基づく施策遂行により、有効率は概ね向上	漏水防止計画に基づき、漏水の発見に努め、老朽配水管や老朽給水管の計画的な更新を進め、有効率向上に努める。		
<table border="1"> <tr> <th>評価</th> <td>B</td> </tr> </table>	評価	B	
評価	B		



漏水調査

[ 3か年の有効率 ]

	目標	結果
H26(2014)年度	93.56%	93.14%
H27(2015)年度	93.70%	93.29%
H28(2016)年度	93.85%	93.76%

### Ⅲ-2 良好な水環境の創出

#### Ⅲ-2-(1) 下水道未普及地域の解消及び水洗化の促進

上水 工水 下水

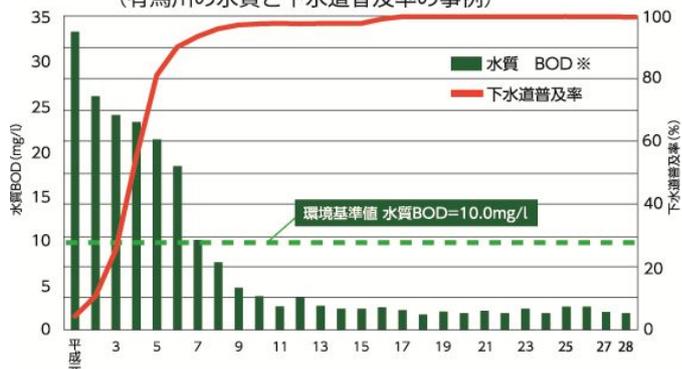
取組概要	進行管理の指標	平成28(2016)年度の実績		
<p>下水道の整備困難地域の課題解決に向けた取組を推進する。</p> <p>また、未水洗化家屋への戸別訪問や広報活動などにより、水洗化を促進する。</p>	<p>○平成24(2012)年度末の下水道普及率* 99.4%</p> <p>○平成24(2012)年度末の水洗化率* 99.3%</p> <p>*下水道普及率 下水道が整備された区域(処理区域)に居住する人の割合</p> <p>*水洗化率 処理区域内の世帯数のうち、実際に下水道を利用している世帯の割合</p>	<p>下水道未普及地域の整備実施(多摩美地区、登戸土地区画整理地区ほか)</p> <p>○平成28(2016)年度末の下水道普及率 99.5%</p> <p>○平成28(2016)年度末の水洗化率 99.5%</p>		
		<table border="1"> <tr> <th>評価</th> <td>B</td> </tr> </table>	評価	B
評価	B			

3か年計画の総括	今後の取組		
<p>計画策定時(平成25(2013)年度)における下水道普及率99.4%、水洗化率99.4%から上昇</p>	<p>下水道未普及地域について関係事業者や管理者と協議・調整を進め、未普及地域や未水洗化家屋の解消に向けた取組を実施</p>		
<table border="1"> <tr> <th>評価</th> <td>B</td> </tr> </table>	評価	B	
評価	B		

[ 3か年の下水道普及率及び水洗化率 ]

	下水道普及率	水洗化率
H26(2014)年度	99.4%	99.4%
H27(2015)年度	99.4%	99.5%
H28(2016)年度	99.5%	99.5%

下水道の普及による河川の水質改善効果  
(有馬川の水質と下水道普及率の事例)



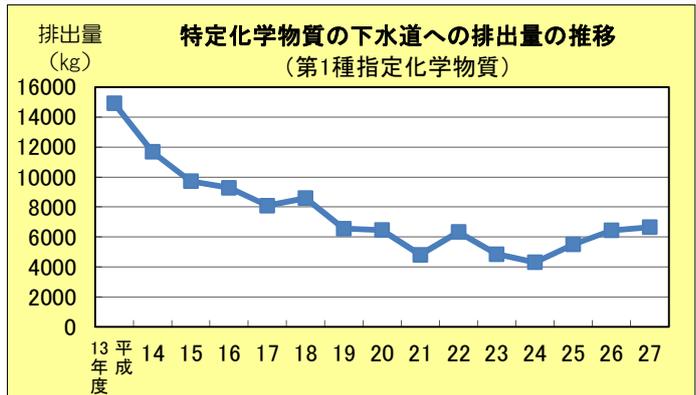
\*BODとは、水の汚れを表す指標で、一般的に数値が大きいほど水が汚れており、数値が小さいほどきれいな水であるといえる。

### Ⅲ-2-(2) 事業場指導及び水処理センターの適切な水質管理

上水 工水 下水

取組概要	進行管理の指標	平成28(2016)年度の取組結果	
<p>○下水道法等に基づき、事業場※からの排水に対する調査・水質指導を実施</p> <p>○「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」で指定された第一種指定化学物質の排出量等をアンケートで調査・集計した後、結果の公表（ウェブサイト）及び事業場への周知により、化学物質の排出抑制を啓発</p> <p>○各水処理センターの運転管理を適切に行い、良質で安定した放流水質を維持</p>	<p>○継続してアンケートの実施、集計、公表、啓発というサイクルを毎年度実施</p> <p>○化学物質使用量と下水道への排出量の変化で取組の成果を確認</p> <p>○法令に則した良質で安定した放流水質の維持</p>	<p>○下水道法等に基づく事業場立入指導を適切に実施</p> <p>○アンケートの結果、排出量は昨年度とほぼ横ばい、結果の公表及び事業場への啓発を実施</p> <p>○水処理センター放流水は良質で安定した水質を維持</p>	
<p>※事業場 下水道を使用する特定事業場及び一定基準以上の水質に係る下水を排除する事業場</p>		<b>評価</b>	<b>B</b>

3か年計画の総括	今後の取組
<p>平成25(2013)年度及び平成26(2014)年度は、アンケートの回答数が増加したため、それに伴い排出量も増加</p>	<p>○事業場配水調査・指導及び化学物質排出量等アンケート調査を継続実施</p> <p>○水処理センターの運転管理を適切に行い、良質で安定した放流水質を維持</p>
<b>評価</b>	<b>B</b>



### Ⅲ-2-(3) 高度処理の推進

上水 工水 下水

取組概要	進行管理の指標	平成28(2016)年度の取組結果	
<p>閉鎖性水域である東京湾における環境基準の達成・維持や富栄養化対策として、「東京湾流域別下水道整備総合計画※」に基づき、高度処理※施設の導入を進める。</p>	<p>平成28(2016)年度(目標) 高度処理普及率 27.0%</p>	<p>○高度処理普及率 27.0%</p> <p>○入江崎水処理センター西系再構築施設の第Ⅱ期事業の推進</p> <p>○等々力水処理センター高度処理事業の推進</p>	
<p>※東京湾流域別下水道整備総合計画 東京湾の水質環境基準を達成維持することを目的とした下水道法に基づく計画で、本市下水道計画の上位計画に当たるもの</p>		<b>評価</b>	<b>B</b>

※高度処理  
主に処理水の活用や放流先の環境保全（特に閉鎖性水域〔湖沼、閉鎖性の湾など〕における富栄養化対策を主眼とすることが多い）を目的として、二次処理に付加し浄化を行うこと、またはそのための施設

3か年計画の総括	今後の取組
<p>○入江崎水処理センター西系再構築として、2/2施設の建設を推進</p> <p>○入江崎水処理センター東系高度処理事業の推進</p> <p>○等々力水処理センター高度処理化に向けて流量調整池の建設を推進</p>	<p>東京湾流域別下水道整備総合計画に基づき、高度処理事業の推進を実施</p>
<b>評価</b>	<b>B</b>

**高度処理の仕組み**

(平成28年度末)	稼働年	高度処理運転開始年	計画処理能力(m <sup>3</sup> /日)	高度処理能力(m <sup>3</sup> /日)
入江崎水処理センター	S36.9	H14	318,600	20,000
入江崎水処理センター西系再構築施設	H23	-	64,500	64,500
加瀬水処理センター	S48.11	-	168,900	0
等々力水処理センター	S57.11	H15	313,900	132,000
麻生水処理センター	H1.3	H12	62,800	17,200
合計			864,200	233,700

りん除去：微生物が嫌気タンクでりんを水中に放出し、次に好気タンクにおいて放出された量以上に、微生物体内に過剰摂取する働きにより除去される。

窒素除去：微生物の働きにより、好気タンクでアンモニア性窒素が酸化され、次にこの水を無酸素タンクに戻し、還元することにより、窒素ガスとして空気中に放出し、除去される。

有機物除去：微生物が栄養として摂取する働きにより除去される。